

建設工事一般競争（指名競争）

入札参加有資格者の皆様

高知市上下水道局企画総務課

指名競争入札における建設工事入札時の工事費内訳書について

平成 27 年 4 月 1 日付け「平成 27 年度入札・契約制度の改正等について」でお知らせしたとおり、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の改正に伴い、すべての建設工事の入札において、入札時に工事費内訳書の提出が必要となりました。

つきましては、工事費内訳書については、以下のとおりとしますので、お知らせいたします。

1 工事費内訳書の作成

- ① 工事費内訳書の様式例は定めるが、同様式に記載すべき事項が記載されておれば、別様式でも可とする。
- ② 工事費内訳書は、代表者が作成するものとし、代理人による作成は認めない。

2 工事費内訳書の提出方法

- ① 工事費内訳書は、初回入札書の投かんの際に、提出するものとする（入札書とともに投かんはしない。）。
- ② 再度入札となった場合は、工事費内訳書の提出を要さないものとする。

3 注意事項

- ① 初回入札時に工事費内訳書の提出をしていない場合は、失格とする。
- ② 工事費内訳書と入札書記載の工事名が異なる等により、当該入札案件のものと特定できない場合は、失格とする（軽微な誤りの場合は除く。）。
- ③ 工事費内訳書と入札書金額が一致しておらず、当該入札案件のものと特定できない場合は、失格とする（軽微な誤りの場合は除く。）。
- ④ 工事費内訳書は、入札時にその場で作成することは認めない。仮に代表者が入札に参加している場合でも、あらかじめ作成して持参していない以上、同様に失格とする。

以上